

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資</p> <p>(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)</p> <p>186-2 185((純資産価額)の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に 37% (法人税 (地方法人税を含む。)、事業税 (特別法人事業税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合) を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額 (当該各資産の中に、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は会社法第2条第31号の規定による株式交換 (以下この項において「株式交換」という。)、<u>会社法第2条第32号の規定による株式移転 (以下この項において「株式移転」という。)</u>若しくは<u>会社法第2条第32号の2の規定による株式交付 (以下この項において「株式交付」という。)</u>により著しく低い価額で受け入れた株式 (以下この項において、これらの資産又は株式を「現物出資等受入れ資産」という。)がある場合には、当該各資産の帳簿価額の合計額に、現物出資、合併、株式交換、<u>株式移転又は株式交付</u>の時ににおいて当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額 (以下この項において「現物出資等受入れ差額」という。)を加算した価額) から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額</p> <p>(注) 1 (省 略)</p> <p>2 上記(2)の「現物出資等受入れ差額」は、現物出資、合併、株式交換、<u>株式移転又は株式交付</u>の時ににおいて現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額が課税時期において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額を上回る場合には、課税時期において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めると</p>	<p style="text-align: center;">第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資</p> <p>(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)</p> <p>186-2 185((純資産価額)の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に 37% (法人税 (地方法人税を含む。)、事業税 (特別法人事業税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合) を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額 (当該各資産の中に、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は会社法第2条第31号の規定による株式交換 (以下この項において「株式交換」という。))若しくは会社法第2条第32号の規定による株式移転 (以下この項において「株式移転」という。))により著しく低い価額で受け入れた株式 (以下この項において、これらの資産又は株式を「現物出資等受入れ資産」という。)がある場合には、当該各資産の帳簿価額の合計額に、現物出資、合併、株式交換<u>又は株式移転</u>の時ににおいて当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額 (以下この項において「現物出資等受入れ差額」という。)を加算した価額) から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額</p> <p>(注) 1 (同 左)</p> <p>2 上記(2)の「現物出資等受入れ差額」は、現物出資、合併、株式交換<u>又は株式移転</u>の時ににおいて現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額が課税時期において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額を上回る場合には、課税時期において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより</p>

改正後	改正前
<p>ころにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額とする。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額とする。</p> <p>3 (同左)</p>